

令和8年度（第59回）南町町内会定例総会

並びに

令和8年度（第8回）南町自主防災会総会

明るく住み良い
南町町内会にしよう

山形市南町町内会・自主防災会

日時：令和8年5月10日

山形市南町町内会・自主防災会

定例総会次第

1. 開会・進行
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録作成人・及び署名人の選出
5. 議事

5－1《南町町内会に関する事》

- (1) 令和7年度 事業報告
- (2) 令和7年度 収支決算報告及び会計監査報告
- (3) 会則及び運営要領の改定（案）
- (4) 役員改選（案）
- (5) 集会所塀の設置（案）
- (6) 令和8年度 事業計画（案）
- (7) 令和8年度 収支予算（案）

添付：

- 資料1. 南町町内会会則
- 資料2. 南町町内会運営要領
- 資料3. 南町町内会助成金規程
- 資料4. 図1. 南町町内会組織図

5－2《自主防災会に関する事》

- (1) 収支決算及び監査報告
- (2) 令和8年度事業計画・収支予算（案）
- (3) 南町自主防災会役員（案）
- (4) 南町自主防災会規約の改定（案）
- (5) 南町自主防災会基本防災計画（案）

添付：

- 資料5. 南町自主防災会規約
- 資料6. 南町自主防災基本防災計画

《南町町内会に関する事》

(1) 令和7年度事業報告

1. 総括・総務部	部長名 相馬克正
集会所移転によるゆい集会所の整備	3月30日：これまでの町内会集会所（プールハウス2階）から四番町3-24（旧：目崎邸）へ移転した。新たな集会所の施設整備に、集会所建設積立金を利用した。 令和8年1月24日に南町町内会ゆい集会所と命名された。
名簿作成事業	令和7年度の名簿作成作業は隣組長、副会長の協力の下、データの収集を終え、ファイリングされた。
町内会ホームページ編集・作成・維持管理	通年
総務部会	適宜：各役員会の事前打ち合わせ、書類原稿作成、議事録作成打ち合わせ等
赤十字社会員募集と会員名簿作成	弔辞提供（通年）
定期役員会開催	年4回の定期役員会
各会議事録作成	総務部担当
隣組組長会議開催	年2回（5月、2月）
各会議事録作成	総務部担当
町内会定期総会開催	5月の第2日曜日
議事録作成	定期役員会議事録作成
町内会各部部会への出席	随時
令和6年度総会議案書作成作業	3月、4月
町内会役員へ校正用議案書資料を配布	4月
総会議案書印刷・配布	4月
賛助会員会費納入要請	6月
集会所管理部の創設	集会所移転に伴う。
三者懇談会の設定・参加	4月、10月（町内会、自主防災会、福祉厚生部、社会福祉協議会、地域包括支援センター）
賛助会会員との懇親会	11月15日：町内会役員との懇親会
町内会臨時総会開催	令和7年2月16日：
会計監査	令和7年4月7日
自治会活動保険契約	4月
小規模多機能居宅介護事業所運営員会出席（あんずの家）	担当者：相馬克正 年4回
南町町内会会則・要領の見直し作業	通年
隣組組長の手引き改定を行った。	通年、今年度総会までに完成
外部団体との活動	
山形市の行政よりの連絡・通達などの処理	通年
第六地区自治推進委員会	出席
社会福祉協議会六地区社協常任理事会	出席

南小地区教育後援会役員会理事会	出席
地域包括支援センターとの協働	地域連携について数度打ち合わせ
長寿者への賀詞 配布	山形市との協力
第6地区社協常任理事会	4回出席
防犯対策会議	4回出席
2. 社会教育部	部長名 大竹康平
構成団体への助言補助	カラオケクラブ、パソコンクラブ、子供会、成年部、八幡神社。
成年部の主な活動	農楽園の運営（収穫祭）盆踊りなどの活動へ助力
子供会活動	こども樽神輿、クリスマス会など。ドッジボール大会、モルック大会、冬季スケートなどへの参加
夏まつり（8月2日）	恒例の盆踊りを今期は、夏まつりとして、夜店中心のイベントを開催。
八幡神社	神社のお礼配布
八幡神社総代	長年、町内会八幡神社総代としてご尽力を頂いた丸山氏が体調不良のため総代を退役いたしました。
3. 福祉厚生部	部長名 鈴木のぶ子
ふれあいお茶飲み会（自由参加）	酷暑、酷寒期を除いて年5回毎回20～30名参加
日帰り研修旅行	7月16日市福祉バス使用。 金山町 イザベラバードの足跡を訪ねる。 猿羽山（さばねやま）を散策 37名参加
三者懇談会	年2回（4月と10月）自主防災部、民生委員と福祉協力員で要支援者の確認。情報交換。社会福祉協議会、地域包括支援センターとの協働
福祉厚生部部会	上期と下期の活動打ち合わせ 年2回
百歳体操、輪投げ、	酷暑、酷寒期を除いて毎週1回
ヨガ教室	毎月第1、第3木曜日
第六地区社協への活動報告書作成	援助の申請。助成金有り
9月の敬老の日に合わせて敬老会を開催した。	9月15日：集会所オーナーの目崎みちこ氏による詩吟の披露。参加できなかった80歳以上の単身高齢者へは福祉協力員のご助力で、お弁当を届けた。
介護ふれあい交流会	11月20日：第六地区社協と地域包括支援センターふれあいとの共催で遂行
4. 環境保健衛生部	部長名 海谷照男
資源回収予定表の作成 令和7年3月	予定表を戸配とした。
町内会内のごみ集積所の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・通年見回り。山形市より管理費補助有り ・ごみ集積所カラスネット張替え4か所。 ・ごみ集積所6-219と6-221をまとめ、折り畳み式ボックスを新たに設置した。4/14 ・山形市へごみボックス型設置のため補助金申請と設置計画を提出した。

通年の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉清掃などに使用するボランティア袋や土嚢袋の準備。 ・違反ごみへの対処 ・市の一斉清掃への協力 ・環境保健衛生部 役員会及び町内役員会への出席
山形市故紙センター（ごみ収集業者）	毎月：町内会への寄付となる資源物回収量と町内会の軒下資源物回収量の報告をうけ、また、賛助会員からの資源物寄付行為を受け、数量・入金確認を行った。
5. 生活安全対策部	部長名 大河内勇
街路灯関連事業	町内会管轄街路灯数 113ヶ所（助成金有り）
・既存街路灯の修繕、修理	通年：15件
山形市防犯協会南部支部との連携活動	町内会防犯連絡員は部長1名、副部長1名、連絡員2名となっている
・防犯協会功労者表彰	山形市警察署 5/13
・防犯協会南部支部総会	六槇八幡宮にて 5/30
・第1回南部支部防犯協会役員会	南部公民館 7/3
・第2回南部支部防犯協会役員会	きがるに 8/19
・六槇八幡宮例大祭パトロール	社務所集合 パトロール 9/15
・防犯協会研修会出席	講師：長谷川弘明氏 六槇八幡宮社務所
・見守り立哨（南小学校生徒登校時）	クマ出没による警護
・地域パトロール	鉄砲町交差点下に集合 年4回
6. 公園管理部	部長名 丸山智之
町内会役員会等への出席	通年
みなみ公園清掃春の一斉清掃 5月3日	参加者：37名 山形市より公園清掃への補助金あり
みなみ公園清掃秋の公園清掃 11月15日 一番町、四番町 合同 11月26日 二番町、三番町 合同	参加者：36名 参加者：15名
松寿会ボランティア活動による清掃作業への助力	年5回
山形市 公園緑地課 公園管理協会出席 5月23日	ベンチの塗装や樹木の剪定を依頼
7. 広報部	部長名 青木和彦
町内会ユースの作成・編集・発行	毎月1回、月初め発行 A3版カラーで作成 仕分け・配布担当へ送付 山形市の市報配布、配布補助金有り
公民館便り（西武・南部・元木の各公民館）、各種回覧文書、外部団体（社協、地域包括支援センターなど）の文書類、町内会のお知らせなど	回覧用コピー作成、仕分け作業、掲示板用コピー作成。その後配信毎月1日及び15日 仕分け、臨時配送を仕分け担当に送る。

インターネット配信と管理 最新町内会ニュース、回覧文書の配信（ホームページ）	広報部と総務部の共同作業
ふるさと祭り、敬老会、ポスター作製、発行、掲示	適宜作成
小規模介護サービス もも太郎さんの運営推進会議へ出席	継続活動（年4回）
町内会役員会	各種会議 出席
8. 自主防災部	部長 蔵増 豊
三者懇談会への出席 4/23、10/24	山形市避難行動要支援者サポートのための情報提供会議。
町内福祉施設との避難誘導訓練 5/23	福祉施設定期初期消火・避難誘導訓練を通し地域との相互連携を図る。
山形市避難所運営委員会 6/30	山形西高等学校市避難所運営委員会への出席
南町自主防災会第1回役員会 7/20	事業の承認、及び今後の体制等課題の検討。
南町自主防災会第1回役員会 7/27	事業の承認、及び今後の体制等課題の検討。
南町自主防災会研修会 10/19	「自分と家族を守る知恵と工夫」非常食づくりと防災講話 講師：日本赤十字社 岡崎 陽介 係長
防災倉庫の備品確認 11/15	防災倉庫の備品(ガリソ、テーブル、カゴ等)確認
防災訓練の実施 11/16	安否掲示・確認訓練、災害対策本部運営訓練等
第6地区自治推進委員会研修 11/29	「山形市及び近辺の地盤と地震」講師 山形大学工学部 三辻 和弥 氏
第6地区ネットワーク連絡会 12/10	防災講話 講師：防災士 佐藤 晃 氏 グループワークと意見発表
自主防災会部会 延5回	事業の立案・準備・実施 等
9. ゆい集会所管理部	部長名 吉泉善廣
今年度の取り組み	南町集会所は、南プールハウスより移転後の初年度となり、利用者の皆様が安全かつ快適に利用できる施設管理を目的として、環境整備に取り組みました。
税金、行政への対応	新設に伴いインフラ手続き、公租公課免除手続き、保険加入等を行いました。
集会所施設の改善	倉庫の改修、パネルドア・間仕切りの設置、什器の整備など、施設内外の環境充実を進めました
集会所の命名	集会所の名称については町内より募集を行い、「南町ゆい集会所」と命名し1月には表札の除幕式を実施しました。
施設のメンテナンス	12月には町内会役員による大掃除及び床のワックス塗布を実施しました。

(2) 令和7年度 収支決算書及び会計監査報告書

1 収入の部

令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

項 目	7 年度予算	7 年度執行額	増 減	備 考
会 費	2,500,000	2,518,000	18,000	420先
賛助会費	360,000	370,000	10,000	
小規模事業所	70,000	60,000	-10,000	12事業者
小規模事業所以外	290,000	310,000	20,000	31事業者
諸収入	1,940,400	1,996,067	55,667	
広報誌配布謝礼	195,000	333,497	138,497	市より
街路灯補助金	287,000	299,676	12,676	市より
街路灯設置補助金	240,000	127,050	-112,950	修理・新設補助
公園管理協力金（謝礼）	51,400	51,400	0	市より
日赤普及活動交付金	12,000	11,410	-590	日赤より
盆踊花代	30,000	54,610	24,610	
ふるさと祭り花代	10,000	14,500	4,500	
資源回収奨励金	110,000	103,800	-6,200	市より
賛助会員提供資源物	50,000	40,324	-9,676	町内会・カローラ・トヨタ・山銀
ごみ集積所管理補助金	75,000	75,000	0	市より
山形市防災対策補助金	50,000	60,000	10,000	市より
いきいきサロン活動費	15,000	0	-15,000	
福祉協力員活動費	200,000	200,000	0	2万円×10名
ゴミネットbox補助金	0	0	0	
六地区社協三者懇談会	15,000	14,800	-200	
集会所関連事業費	600,000	600,000	0	集会所積立金取崩
除幕式祝金		10,000	10,000	目崎みち子氏
利 息	280	6,168	5,888	
山形銀行	80	4,524	4,444	
郵便局	200	1,644	1,444	
前期繰越金	713,384	713,384	0	
合 計	5,514,064	5,603,619	89,555	

3月31日

支出 計

5,138,157

収支差額

465,462 郵便局残高

443,640

(次期繰越金)

山銀 残高

21,822

計

465,462

(2) 令和7年度収支予算及び費目

2 支出の部

項 目	令和7年度予算額	令和7年度執行額	増減	備 考
総会費、主要会議費、役員活動日当旅費	581,440	559,723	△ 21,717	
総会費	251,440	227,462	△ 23,978	
定例総会費	57,240	65,312	8,072	
組長会議費（町内会）	74,200	62,150	△ 12,050	
総会資料印刷代	120,000	100,000	△ 20,000	
役員活動日当旅費	260,000	260,000	0	
役員活動経費	180,000	180,000	0	(会長、副会長、監査)
会長活動経費	80,000	80,000	0	
賛助会会議費	70,000	72,261	2,261	
総務部	1,032,570	1,027,721	△ 4,849	
事務所費	76,000	186,351	110,351	
備品費	20,000	127,380	107,380	
事務所諸経費	36,000	36,000	0	
消耗品費・雑費	20,000	22,971	2,971	
会議費	105,000	71,396	△ 33,604	
会議費	80,000	71,396	△ 8,604	各部及び行事関係者への連絡・とりまとめ
事務用品・印刷費	25,000	0	△ 25,000	
総務部活動費	851,570	769,974	△ 81,596	
渉外費	80,000	59,000	△ 21,000	
社会福祉協議会費	178,100	178,100	0	
第六地区赤い羽根募金	158,000	157,990	△ 10	
組長活動経費	123,000	123,000	0	
役員活動経費	50,000	65,000	15,000	
ボランティア保険	36,550	36,550	0	
集会所検討委員会費	10,000	3,905	△ 6,095	
会議費	10,000	3,905	△ 6,095	
委員活動経費	0	0	0	
名簿作成・維持管理費	70,000	3,240	△ 66,760	
会議費	10,000	0	△ 10,000	
名簿作成・維持管理	10,000	3,240	△ 6,760	
備品費	50,000	0	△ 50,000	
ホームページ関連事業	115,920	131,189	15,269	
ジャストシステムサーバー代	18,600	18,600	0	

	使用ソフトのバージョンアップ	10,000	21,050	11,050	
	ホームページ作成経費	20,000	20,000	0	
	ぶららプロバイダー料	67,320	71,539	4,219	
	慶弔費	30,000	12,000	△ 18,000	
広報部		169,000	144,077	△ 24,923	
	役員活動日当旅費	140,000	140,000	0	
	部長、副部長活動経費	30,000	30,000	0	
	広報仕分け活動経費	20,000	20,000	0	
	ブログ作成活動経費	0	0	0	
	ニュース作成活動経費	20,000	20,000	0	
	広報活動経費	70,000	70,000	0	広報誌配布サポート(7名)
	備品費	12,000	0	△ 12,000	
	ニュース印刷費	10,000	0	△ 10,000	
	消耗品・雑費	7,000	4,077	△ 2,923	部会費等
社会教育部		850,000	835,376	△ 14,624	
	子供会助成金	165,000	165,000	0	
	社体協助成金	0	0	0	
	歌謡愛好会助成金	20,000	20,000	0	
	パソコンクラブ助成金	30,000	30,000	0	
	成年部活動費	70,000	70,000	0	
	ふるさと祭り・盆踊り	400,000	366,562	△ 33,438	
	八幡神社活動負担金	20,000	24,850	4,850	
	ふるさと祭り・盆踊り反省会	60,000	78,964	18,964	
	部会活動費	5,000	0	△ 5,000	
	役員活動経費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部		590,000	590,686	686	
	松寿会助成金	120,000	120,000	0	
	福祉厚生部活動費	75,000	52,000	△ 23,000	
	調査費	10,000	11,600	1,600	
	ふれあいお茶飲み会	50,000	37,561	△ 12,439	
	三者懇談会	15,000	2,839	△ 12,161	
	敬老会費	90,000	113,324	23,324	
	部会活動費	5,000	5,362	362	
	役員活動経費	300,000	300,000	0	
環境保健衛生部		217,000	193,698	△ 23,302	
	ゴミ集積所管理費	15,000	5,298	△ 9,702	
	ごみ集積所改善費	150,000	136,400	△ 13,600	集積所新設
	環境協議会負担金	12,000	12,000	0	
	役員活動経費	40,000	40,000	0	

公園管理部	40,000	39,622	△ 378	
公園管理費	10,000	9,622	△ 378	備品・消耗品
役員活動経費	30,000	30,000	0	
集会所管理部	800,000	1,017,117	217,117	
集会所管理費	750,000	967,117	217,117	
集会所光熱費	200,000	130,694	△ 69,306	
ホール・事務室整備費	400,000	537,440	137,440	
活動管理費	150,000	298,983	148,983	
役員活動経費	50,000	50,000	0	
生活安全対策部	598,000	485,191	△ 112,809	
街路灯電気代	290,000	290,071	71	
街路灯増設・補修費	240,000	131,120	△ 108,880	
運転者会助成金	5,000	5,000	0	
南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
防犯連絡会負担金	7,000	7,000	0	
部会活動費	10,000	6,000	△ 4,000	部長・副部長・防犯部員2名を含む
役員活動経費	40,000	40,000	0	
自主防災部	176,500	82,426	△ 94,074	
部会費・企画費	20,000	7,424	△ 12,576	3人分（部長、副部長2名）
備品・備蓄品費	40,000	19,800	△ 20,200	
研修費	66,500	5,202	△ 61,298	
防災訓練費	20,000	0	△ 20,000	
研修開催費	16,500	5,202	△ 11,298	
研修派遣費	30,000	0	△ 30,000	
役員活動経費	50,000	50,000	0	
会計部	165,000	162,520	△ 2,480	
消耗品費・雑費	35,000	42,520	7,520	
備品費	10,000	0	△ 10,000	
役員活動経費	120,000	120,000	0	
会館積立金	0		0	
小計支出	5,219,510	5,138,157	△ 81,353	
予備金	294,554		△ 294,554	
合 計	5,514,064	5,138,157	△ 375,907	

令和7年度特別会計

【会館積立】

合計金額	17,329,604 円
------	--------------

<山形銀行（定期預金）>

令和7年度	契約件数	13 件
	契約残高	5,111,907 円
令和7年度繰入額		0 円

<ゆうちょ銀行（定期貯金）>

会館積立件数	契約件数	6 件
会館積立金額	契約残高	12,217,000 円
	うち平成30年度以前繰越額	(9,267,000) 円
	うち平成30年度繰入額	(850,000) 円
	うち令和元年度繰入額	(400,000) 円
	うち令和2年度繰入額	(300,000) 円
	うち令和3年度繰入額	(300,000) 円
解約	うち令和4年度繰入額	(600,000) 円
	うち令和5年度繰入額	(1,100,000) 円
		円

<ゆうちょ銀行（通常貯金）>

契約件数	1 件
契約残高	697 円

※4年度繰入額600,000円は、令和7年5月1日集積所整備のため
総会の決議に基づき、一般会計に繰入いたしました。

会計監査報告

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの監査結果を次の通り報告いたします。

記

現金出納簿、領収書、現金通帳などの書類を監査したが、全体にわたって適正に執行され、不備のないことを認めます。

令和8年4月8日

南町町内会監事

鈴木 将司



南町町内会監事

及川 深雪



南町町内会会長 相馬 克正 様

(3) 会則及び運営要領の改定(案)

(3) - 1. 会則の改定 (案)

改定点	改定後(2025.05.11) ※改定箇所のみ記載
南町町内会会則 第4条 (9)建物使用貸借契約の下、南町町内会集会所施設の運営・管理に関する事。	(9) 南町町内会集会所施設の管理に関する事。

(3) - 2. 要領の改定 (案)

改定前	改定後(2024.05.12) ※改定部分のみ記載
南町町内会運営要領 4. 業務内容と役割 (5)公園管理部 公園の維持管理及び集会所の管理運営を行う (10) 集会所管理部 部長、副部長は建物使用貸借契約下の南町町内会集会所施設で町内会活動が滞りなく遂行できるように施設の備品等の設置・管理を行う	南町町内会運営要領 4. 業務内容と役割 (5) 公園管理部 公園の維持管理を行う。 (10) 集会所管理部 部長、副部長は、建物使用貸借契約を遵守し、南町町内会集会所施設での町内会活動が滞りなく遂行できるように備品等の設置・管理を行う。

(4) 役員改選(案)

令和8年度 役員

役職	氏名	担当地区
会長	相馬克正	南町内会
副会長	蔵増 豊	南一番町
副会長	秋場康彦	南二番町 A 新
副会長	平田 力	南二番町 B
副会長	大竹康平	南三番町 A
副会長	太田健次	南三番町 B 新
副会長	吉泉善廣	南四番町 A
副会長	鈴木雅之	南四番町 B
会計	平田 力	南町内会
監事	鈴木将司	南町内会
監事	及川深雪	南町内会

*担当区の位置図は下図でご確認ください。



(5) 集会所塀の設置 (案)

ゆい集会所移転に関わり隣接住宅との境界に塀を設置し及び、ゆい集会所の備品（掃除機等）を揃えるため150万円を集会所建設積立金を取り崩して、今年度一般会計予算に組み入れる。

(6) 令和8年度事業計画(案)

1 基本方針

明るく・住みよい南町町内会とするため、町内会長と副会長そして町内会に属する各部・各クラブ・各団体等との連携のもとに町内会事業を円滑に推進し、町内会会員の全世帯と全世代が安心して参加できる町内会を目指し、以下の事業計画を策定する。

2 主要事業

- 1) 町内会の在り方と運営方法を上記基本方針に沿って検討する。
- 2) 集会所をより使いやすくするため引き続き整備を続ける。

3 恒例主要事業

町内会の恒例事業を遂行し、会員同士の絆を深めることを目指す。

- (1) ふるさと祭り(盆踊り、こども樽神輿、打ち上げ会)については社教部の実施計画に基づき遂行する。
- (2) 敬老会については福祉厚生部の実施計画に基づき、町内全体の協力を基に遂行する。
- (3) 賛助会員懇親会を10月23日(金)を目途に行う。
- (4) 町内隣組長会議を定例総会終了後と第4四半期を目途とし、年2回行う。

4 各部の事業計画と目的

1) 総括・総務部

- ・町内会主要事業、恒例主要事業のサポート
- ・新集会所を町内会活動の起点として機能するように町内会会員と共に創っていく。
- ・隣組組長の手引きをより使いやすいものとするための努力を続ける。
- ・町内会の活動がよりよりスムーズになり、少しでも多くの会員が参加できる体制を創るために、組織運営にかかわる改正を検討する。
- ・各部の業務にかかる事業の補助及び指導
- ・定期役員会の開催と議事録の作成
- ・隣組長会議の開催
- ・ホームページの編集・運営
- ・その他南町町内会に係る必要とされる活動

2) 社会教育部

- 4月：社教部今期事業計画打ち合わせ。(今季のイベント等打ち合わせ)
- 5月：夏祭り・ふるさと祭り実行委員会立ち上げ。
- 6月：成年部ミーティング
- 6～7月：助成金交付(対象活動団体；カラオケ愛好会、子供会、パソコンクラブ)
- 8月：夏祭り(5月からの打ち合わせを基に実行)
- 9月：ふるさと祭り運営
- 11月：ふるさと祭り反省会

3) 福祉厚生部

- ・三者懇談会など外部団体、特に地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉協力員等との連携で行う

活動を自主防災会などと共に行う。

- ・ふれあいお茶飲み会の開催
- ・百歳体操、輪投げの継続運営
- ・日帰り研修活動の継続開催
- ・松寿会との連携活動・協力
- ・敬老会の開催（9月）
- ・松寿会への助成
- ・その他、町内会会員の福祉厚生に係ることに協力する。

4) 環境保健衛生部

- ・ごみ集積所のカラスネット張替えなどの修理、維持
- ・予定したごみボックス設置
- ・山形市一斉清掃などへの協力
- ・資源物回収作業に伴う作業遂行
- ・環境保健衛生部にかかわる町内活動への協力

5) 生活安全対策部

- ・南町町内会員の生活安全に関すること
- ・山形市防犯協会との連携活動
- ・公衆街路灯の維持管理
- ・町内の街路灯欠損場所への補充
- ・側溝など町内の生活関連インフラ施設の改善改良見守り
- ・交通安全に係る問題への対処

6) 公園管理部

- ・みなみ公園清掃
春の一斉清掃（令和8年5月2日予定）
秋の一斉清掃等（令和8年11月14日予定
二番町 三番町）
秋の一斉清掃等（令和8年11月28日予定
一番町 四番町）
- ・松寿会によるボランティア清掃への協力

7) 広報部

- ・「南町町内会ニュース」編集・発行・配布
- ・町内会ニュースのホームページへの掲載
- ・回覧や公民館だよりの仕分けと配送手配
- ・町内会各地区世帯数を把握し、山形市関係機関より、適正配布数を確保
- ・お知らせ、チラシ緊急通知などの手配
- ・会議参加（桃太郎さん、運営推進委員出席）

8) 自主防災部

- ・防災知識の啓発・普及推進研修会開催
南町自主防災研修会開催 他
- ・防災訓練の実施
安否確認、情報伝達、災害対策本部設置・運営等
- ・防災リーダー等の養成研修
県市及び関係団体等主催の各市防災研修会への参加派遣
- ・防災備蓄品等の管理・整備・更新
- ・地域防災の相互連携と情報交換の為の三者懇談会
- ・山形市避難所運営委員会・第6地区防災関係会議等への出席
- ・各種防災体制・活動情報収集
- ・役員会・部会開催
- ・役員会の開催（1回）、部会の開催（随時）

9) 集会所管理部

- 備品及び設備の計画的な更新を行うとともに、利用者からの意見を踏まえた改善活動を奨める
安心できる集会所の管理に努める
主に以下の活動に努める
- 集会所管理規定の改訂、使用方法の周知
 - 近隣環境の改善、設備の設置、賠償保険加入
 - 視聴覚設備の充実、改善

(7) 令和8年度収支予算 (案)

1 収入の部

(単位：円)

項 目	7 年度決算額	本年度予算額	増 減	備 考
会 費	2,518,000	2,520,000	2,000	
賛助会費	370,000	360,000	-10,000	
小規模事業所	60,000	60,000	0	12事業者
小規模事業所以外	310,000	300,000	-10,000	30事業者
諸収入	1,996,067	3,010,460	1,014,393	
広報誌配布謝礼	333,497	333,500	3	市より
街路灯補助金	299,676	300,000	324	電気代補助市より
街路灯設置補助金	127,050	127,050	0	修理・新設補助
公園管理協力金 (謝礼)	51,400	51,400	0	市より
日赤普及活動交付金	11,410	11,410	0	日赤より
盆踊花代	54,610	54,000	-610	
ふるさと祭り花代	14,500	14,500	0	
資源回収奨励金	103,800	103,800	0	市より
賛助会員提供資源物	40,324	40,000	-324	町内会・カローラ・トヨタ・山銀
ごみ集積所管理補助金	75,000	75,000	0	市より
山形市防災対策補助金	60,000	60,000	0	市より
いきいきサロン活動費	0	15,000	15,000	社協
福祉協力員活動費	200,000	200,000	0	2万円×10名
ゴミネットbox補助金	0	110,000	110,000	
六地区社協三者懇談会	14,800	14,800	0	社協
集会所関連事業費	600,000	1,500,000	900,000	集会所積立金取崩
除幕式祝金	10,000	0	-10,000	
利 息	6,168	6,168	0	
山形銀行	4,524	4,524	0	
郵便局	1,644	1,644	0	
前期繰越金	713,384	465,462	-247,922	
合 計	5,603,619	6,362,090	758,471	

2 支出の部

項 目	令和7年度決算額	令8年度予算額	増減	備 考
総会費、主要会議費、役員活動日当旅費	559,723	585,000	25,277	
総会費	227,462	250,000	22,538	
定例総会費	65,312	70,000	4,688	
組長会議費（町内会）	62,150	70,000	7,850	
総会資料印刷代	100,000	110,000	10,000	
役員活動日当旅費	260,000	260,000	0	
役員活動経費	180,000	180,000	0	副会長、監査
会長活動経費	80,000	80,000	0	会長
賛助会会議費	72,261	75,000	2,739	
総務部	1,027,721	960,239	-67,482	
事務所費	186,351	105,000	-81,351	
備品費	127,380	20,000	-107,380	
事務所諸経費	36,000	60,000	24,000	
消耗品費・雑費	22,971	25,000	2,029	
会議費	71,396	55,000	-16,396	
会議費	71,396	50,000	-21,396	各部及び行事関係者への連絡・とりまとめ
事務用品・印刷費	0	5,000	5,000	
総務部活動費	769,974	800,239	30,265	
渉外費	59,000	50,000	-9,000	
社会福祉協議会費	178,100	178,100	0	
第六地区赤い羽根募金	157,990	158,000	10	
組長活動経費	123,000	126,000	3,000	
役員活動経費	65,000	70,000	5,000	
ボランティア保険	36,550	37,000	450	
集会所検討委員会費	3,905	5,000	1,095	
名簿作成・維持管理費	3,240	25,000	21,760	
会議費	0	0	0	
名簿作成・維持管理	3,240	5,000	1,760	
備品費	0	20,000	20,000	簿冊収納容器購入
ホームページ関連事業	131,189	130,139	-1,050	
ジャストシステムサーバー代	18,600	18,600	0	
使用ソフトのバージョンアップ	21,050	20,000	-1,050	文字起こしソフト
ホームページ作成経費	20,000	20,000	0	
ぶららプロバイダー料	71,539	71,539	0	
慶弔費	12,000	21,000	9,000	

広報部	144,077	150,000	5,923	
役員活動日当旅費	140,000	140,000	0	
部長、副部長活動経費	30,000	30,000	0	
広報仕分け活動経費	20,000	20,000	0	
ニュース作成活動経費	20,000	20,000	0	
広報活動経費	70,000	70,000	0	広報誌配布サポート(7名)
消耗品費・雑費	4,077	10,000	5,923	部会費等
社会教育部	835,376	819,000	-16,376	
子供会助成金	165,000	135,000	-30,000	
歌謡愛好会助成金	20,000	10,000	-10,000	
パソコンクラブ助成金	30,000	10,000	-20,000	
成年部活動費	70,000	70,000	0	
ふるさと祭り・盆踊り	366,562	400,000	33,438	
八幡神社活動負担金	24,850	25,000	150	
ふるさと祭り・盆踊り反省会	78,964	79,000	36	
部会活動費	0	10,000	10,000	
役員活動経費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部	590,686	570,000	-20,686	
松寿会助成金	120,000	110,000	-10,000	
福祉厚生部活動費	52,000	55,000	3,000	
調査費	11,600	10,000	-1,600	
ふれあいお茶飲み会	37,561	40,000	2,439	
三者懇談会	2,839	5,000	2,161	
敬老会費	113,324	100,000	-13,324	
部会活動費	5,362	5,000	-362	
役員活動経費	300,000	300,000	0	福祉協力員(10人) 部長、副部長(6人)
環境保健衛生部	193,698	310,000	116,302	
ゴミ集積所管理費	5,298	10,000	4,702	
ごみ集積所改善費	136,400	240,000	103,600	集積所新設 など
環境協議会負担金	12,000	12,000	0	
部会活動費	0	8,000	8,000	
役員活動経費	40,000	40,000	0	3人分(部長、副部長2名)

公園管理部	39,622	40,000	378	
公園管理費	9,622	10,000	378	備品・消耗品
役員活動経費	30,000	30,000	0	2人分（部長、副部長1名）
集会所管理部	1,017,117	1,871,600	854,483	
集会所管理費	967,117	1,821,600	854,483	
水道・光熱費	130,694	138,000	7,306	
ホール・事務室整備費	537,440	1,500,000	962,560	塀設置、修理（ガレージ、倉庫）備品
活動管理費	298,983	116,000	-182,983	イベント、消耗品費
損害保険料		52,600	52,600	火災・賠償責任保険
部会活動費		15,000	15,000	
役員活動経費	50,000	50,000	0	4人分（部長、副部長3名）
生活安全対策部	485,191	495,000	9,809	
街路灯電気代	290,071	300,000	9,929	
街路灯増設・補修費	131,120	131,000	-120	
運転者会助成金	5,000	5,000	0	
南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
防犯連絡会負担金	7,000	7,000	0	
部会活動費	6,000	6,000	0	部長・副部長・防犯部員2名を含む
役員活動経費	40,000	40,000	0	
自主防災部	82,426	180,000	97,574	
部会費・企画費	7,424	37,000	29,576	
備品・備蓄品費	19,800	40,000	20,200	
研修費	5,202	53,000	47,798	
防災訓練費	0	30,500	30,500	
研修開催費	5,202	22,500	17,298	
役員活動経費	50,000	50,000	0	4人分（部長、副部長3名）
会計部	162,520	170,000	7,480	
消耗品費・雑費	42,520	45,000	2,480	
備品費	0	5,000	5,000	
役員活動経費	120,000	120,000	0	2人分（部長、副部長1名）
会館積立金	0	0	0	
小計支出	5,138,157	6,150,839	1,012,682	
予備金		211,251		
合計	5,138,157	6,362,090		

山形市南町町内会会則

制定 昭和 43 年 6 月 16 日
改正 昭和 46 年 5 月 22 日 昭和 48 年 5 月 6 日
昭和 49 年 4 月 29 日 昭和 51 年 4 月 29 日
昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 57 年 5 月 30 日
昭和 62 年 5 月 17 日 平成 10 年 5 月 1 日
平成 11 年 5 月 16 日 平成 13 年 5 月 20 日
平成 15 年 5 月 18 日 平成 16 年 5 月 16 日
平成 19 年 5 月 20 日 平成 27 年 5 月 17 日
平成 30 年 5 月 20 日 令和元年 5 月 19 日
令和 2 年 5 月 17 日 令和 4 年 5 月 15 日
令和 6 年 5 月 12 日 令和 7 年 5 月 21 日
令和 8 年 5 月 10 日

第 1 条 (名称及び事務所)

この会は、南町町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 条 (会 員)

- 1 この会は、正会員と賛助会員をもって構成する。
- 2 正会員は、山形市南一番町、南二番町、南三番町、南四番町及び当該区域に隣接する地域に住所を有する者でこの会の趣旨に賛同し、入会した者とする。
- 3 賛助会員は、当該区域に所在する事業所などで、この会の趣旨に賛同し、入会した団体とする。
- 4 本町内会活動に理解を示し特段の貢献が認められた町外の者を特別会員とすることができる。特別会員の町内会会費は免除され、町内会活動に参加できる。これは役員会で決定する。

第 3 条 (目 的)

この会は、地縁を基にした南町町内会会員相互の親睦、福利の増進をはかり、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 公園管理に関すること。
- (3) 社会教育に関すること。
- (4) 環境・保健衛生に関すること。
- (5) 生活安全対策に関すること。
- (6) 自主防災に関すること。
- (7) 福祉・厚生に関すること。
- (8) 会員相互の親睦に関すること。
- (9) 南町町内会ゆい集会所施設の管理に関すること。
- (10) その他、この会の目的達成に関すること。

第 5 条 (役 員)

この会に次の役員を置き、それらの役員で役員会を構成する。

会 長 1 名

副会長 7 名 (一番町 1 名、二番町 2 名、三番町 2 名、四番町 2 名)

会計部長 1 名

監 事 2名

2 会長、副会長、会計部長及び監事は総会に於いて選出する。

第6条 (任 期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (職 務)

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は、役員会での協議を経て、各部の部長・副部長を選任する。
- 3 総会は、公序良俗に反する行為を行った役員解任を行うことが出来る。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは役員会が副会長の中から会長代行を選任する。
- 5 副会長は区内の組長と連絡を取り区内の状況（会員数の変化など）を把握することに努める。
- 6 会計部長は会長の命を受け、四半期ごとの会計処理を柱とし、定期役員会・総会への報告及び本会会員が本会運営に関わるすべての収入・支出の把握と会計事務にあたる。
- 7 監事は本会の会計と業務執行状況を監査する。なお、監事は役員会に出席出来る。

第8条 (顧問及び参与)

- 1 この会に顧問及び参与を置くことが出来る。
- 2 顧問及び参与は、役員会の協議を経て会長が委嘱する。

第9条 (組長・評議員)

- 1 各隣組に組長を置き、組員に対する連絡調整にあたりとともに、町内会の活動状況を会員に知ってもらう役割を担う。また、必要に応じて副組長を置くことができる。
- 2 組長の選出は、各組輪番によることを原則とする。
- 3 評議員には組長をもって充てる。

第10条 (会 議)

この会の会議は、総会及び役員会とする。ただし、会長は必要に応じ役員及び組長による合同会議を招集することが出来る。

第11条 (総 会)

- 1 総会は役員と評議員で構成する。
- 2 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することが出来る。
- 3 総会の構成員数の4分の1が総会の開催を求めたときは、会長がこれを招集しなければならない。
- 4 総会の議長は南町町内会会員から選出する。
- 5 総会は委任状を含めた出席人数の過半数で成立する。
- 6 議事は委任状を含めた出席人数の過半数を持って決する。

第12条 (総会の付議事項)

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算
- (2) 役員を選出。
- (3) 会則の改廃。
- (4) その他、この会に重要と認められる事項

第13条 (役員会)

- 1 役員会は第5条で定めるとおり会長、副会長及び会計部長の三役と監事で構成するが、必要に応じて各部の部長、松寿会会長、子供会会長および成年部代表等の出席を求めることができる。
- 2 議長は会長が務める。会長不在の場合は、副会長の中から選出する。
- 3 役員会は四半期ごとの会計報告を基に、四半期ごと定期に開催する。会長は必要に応じ役員会を招集することができる。

- 4 複数の役員が役員会の開催を要求した場合、会長は役員会を招集しなければならない。
- 5 役員会は次の事項を協議する。
 - (1) 総会に提出する事項
 - (2) 役員及び各部の活動
 - (3) 町内会活動報告と活動計画及びその評価
 - (4) その他、この会の運営上必要と認められる事項

第14条 (議事録及び記録)

- 1 総会の議事については議事録を作成するとともに、役員会その他この会の運営上必要な事項について記録するものとする。
- 2 議事録には、議事録作成人、議事録署名人、日時、場所が明記されなければならない。

第15条 (簿 冊)

この会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金・財務出納簿・預貯金通帳
- (3) 総会・役員会議事録及び各部の事業報告
- (4) 役員名簿
- (5) その他の簿冊を備え、7年間を保存期間とする。

第16条 (入会金)

町内会への入会には入会金を必要としない。

第17条 (経 費)

- 1 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 正会員は月会費500円とする。月の途中で転出した者の会費は、その月の15日以上居住したときは1か月分を納入しなければならない。
- 3 会費の納入は、各隣組に於いてとりまとめ会計部長に委託する。
- 4 賛助会員は年会費1万円とする。小規模事業所については年会費5千円も認める。
- 5 預入先は、最寄りの金融機関とする。
- 6 町内会活動にかかわる役員活動経費・旅費・経費細則は、運営要領に定める。

第18条 (慶弔規定)

この会の慶弔は、次のとおりとする。

(1) 慰労金

役員の退任にあたっては、次の者に対して慰労金を贈呈する。

- ・ 在任5年以上の者
- ・ 在任10年以上の者
- ・ 特別功労者(町内会の活動において特に顕著な功労があったと役員会が認めた者)

(2) 弔慰金

この会の役員経験者や正会員が死亡した場合は弔慰金を贈呈する。

- (3) この条文で定める慶弔金の金額は別途、運営要領で定める。

第19条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする

第20条 (その他)

この会則の施行について必要な事項は、別に定めることが出来る。

第21条 (改 廃)

この会則は総会で改廃する。

南 町 町 内 会 運 営 要 領

制定 昭和 49 年 4 月 21 日
改正 平成 23 年 5 月 15 日
平成 30 年 5 月 20 日
令和元年 5 月 19 日
令和 2 年 5 月 17 日
令和 5 年 5 月 14 日
令和 6 年 5 月 12 日
令和 7 年 5 月 11 日
令和 8 年 5 月 10 日

1. 目 的

この要領は、本会の会則に則り、町内会事業計画の実施を円滑に推進し、その目的を達成するための活動指針を定めるものである。

2. 役 員

本会役員の改選手続きは、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (2) 会長については、10 年を限度とし、本会役員会が次期会長を推薦する。
- (3) 副会長については、各区の組長会が次期副会長を推薦する。
- (4) 前項の方法を持ってしても副会長を選任できない場合は、組数の若い順に選任しなければならない。

3. 部 制

会則に沿った、本会事業の円滑な運営・推進を図るため、次の部をおき、その業務を分担する。

各部に部長 1 名をおくほか、副部長および部員若干名を置くことができる。会長は役員会での協議を経て、これを委嘱する。

- (1) 総務部
- (2) 社会教育部
- (3) 福祉厚生部
- (4) 環境保健衛生部
- (5) 公園管理部
- (6) 生活安全対策部
- (7) 自主防災部
- (8) 広報部
- (9) 会計部
- (10) 集会所管理部

4. 業務内容と役割

本会各部の事業内容は次のとおりとし、部長、副部長が協力し、その運営に当たる。

(1) 総務部

本会事業の企画、総会・役員会など会務にかかる文書の授受と処理および各部への連絡の他、各部に属さない業務にあたる。部長は本会の会長が兼務するか、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、本会副会長をもって構成することができる。

(2) 社会教育部

本会レクリエーションの実施、子供育成会および各サークルそして盆踊などの社会教育的な団体の指導と運営及び助成をおこなう。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、子供育成会、松寿会など各サークルからの選出者をもって構成する。

(3) 福祉厚生部

高齢者や障害者を含めた社会的弱者の会員を含めて、ふれあい会の運営、松寿会への指導及び助成を行う。また、社会福祉協議会、民生児童委員及び福祉協力員など福祉関連団体との連携により会員福祉の向上と親睦を目的に運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。

(4) 環境保健衛生部

町内の塵埃、不燃物の処理、資源回収及び家庭内外の病虫害対策等の環境衛生並びに保健衛生の推進及び運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区の組長から若干名を選任することができる。

(5) 公園管理部

公園の維持管理及び集会所の管理運営を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区から若干名を選任することができる。

(6) 生活安全対策部

町内会住民の生活上の問題に対処する。また、防犯連絡会、運転者会の指導および助成、並びに公衆街路灯、道路のインフラの監視を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。副部長及び部員は必要に応じ若干名を選任することができる。

(7) 自主防災部

自主防災会の運営を主として、災害想定に即した本会地域の防災体制の整備を行い、山形市の防災訓練などを通じて町内の防災意識を高める。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の町内会会員から介護、医療、防災の技術を有した人材を選任することができる。

(8) 広報部

近年の情報および情報機器の多様化に伴い、市報の配付や町内会ニュースなどの情報発信手段を含めてインターネットを活用した情報の収集・発信を充実させることを目的に活動する。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の副会長が当たり必要に応じ各サークルから選任することができる。

(9) 会計部

会則第7条の6に則り、四半期ごとの決算を柱とし総会用会計資料の作成を行い、会計の見える化を図ることや預貯金通帳の管理などを通して町内会の健全な活性化を図る。

会計部長は役員会の協議を経て町内会会長が推薦し、総会において選出する。部員として副部長を置くことが出来る。また、必要に応じて会計士の助力を得ることが出来る。

(10) 集会所管理部

町内会会則の下、建物使用貸借契約を遵守し、南町町内会集会所施設での町内会活動が滞りなく遂行できるように備品等の設置・管理を行う。部長は町内会長と副部長と共に町内会活動と近隣住民との調整を担う。部長は役員会の協議を経て町内会長が任命する。

5. 組織図

本会の組織構成図は、添付図1のようになる。組織の構成は、時代の変化を取り込めるように、常に見直しの努力を続ける。

6. 役員活動日当旅費

役員・役職の活動経費は以下の様に定める。

会長	80,000 円
会計	100,000 円
監事	20,000 円
会計副部長	20,000 円
副会長	20,000 円
部長	20,000 円
副部長	10,000 円
部員	5,000 円
その他	10,000 円～20,000 円

7. 旅費・経費.

会の運営上必要な調査活動などで出張する時は、以下のとおり、旅費・日当を支給する。

- (1) 町内の域外で、2時間以上の活動を要する場合は交通費の実費とともに日当として2,000円を支給する。この場合、町内会の同行者、同乗者も同額を支給する。
- (2) 山形市や連合会等の団体が主催する2時間以上の会議に出席した時は、日当として2,000円を支給する。
また、市役所等で諸手続きを行う場合、年間訪問回数3回以上の場合は、日当として3回ごとに2,000円を支給する。
なお、会長については、事務所経費として月5,000円を支給する。
- (3) 出張で私有車を提供する場合、走行距離50km以上で、1km当たり20円を燃料費として支払う。
* 20円/kmの算出基礎：1リッター当たり走行距離10kmで計算し、車の損料・維持費を若干加味して20円とする。但し、明かな価格変動があった場合は算出基準を考慮する。
- (4) 宿泊を伴う場合は、会長に事前に申し出て許可を受ける。その際は宿泊費の実費を支給する。ただし、上限を素泊まりで一泊1万5千円とする。

8. 慶弔規定

町内会会則第18条で定める慶弔金の金額は、次のとおりとする。

(1) 慰労金

在任5年以上の者	2万円
在任10年以上の者	3万円
特別功労者	5万円

(2) 弔慰金

役員経験者	5千円
正会員	3千円

9. 改廃

この要領は総会で改廃する。

資料 3. 南町町内会助成金規程

南 町 町 内 会 助 成 金 規 程

制定 平成19年4月29日

改定 平成30年5月20日

令和2年5月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は本会の会員で構成される各種団体に本会が一部助成することにより、本会の健全な発展を図ることを目的とする。

(助成団体)

第2条 南町町内会が助成の対象とする団体(助成団体という)の要件は、次の通りとする。

- 1) 助成団体の目的は、社会・良俗に反しないものであること。
- 2) 助成団体の実質的会員数は5名以上(ただし、本会会員以外の会員数は約30%以内)とする。
- 3) 助成団体の主体は、本会会員であること。
- 4) 活動を継続的に実施している団体であること。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする団体は、2月末日までに次の書類を添えて町内会長に申請する。

- (1) 会則(2回目からは改正のあった場合のみ)
- (2) 役員および会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 歳入歳出予算書

(申請の審査)

第4条 申請があった場合は、本会役員会において審査し、その結果を申請団体に通知する。

(助成の報告)

第5条 助成を受けた団体は、当該年度の2月末日までに、次の書類を添えて町内会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書

(変更の報告)

第6条 年度中途において第2条および3条の規定と異なる事業を実施することとなった場合、及び事業を中止することとなった場合は、速やかに報告し助成金を返還しなければならない。

(調査)

第7条 町内会長は、必要に応じ助成団体に関係書類の提出を求め、実施状況調査を行うことができる。

附 則 この規程は、令和2年5月20日から適用する。

《自主防災会に関する事》

- 5-2 (1) 令和7年度事業報告・収支決算（案）及び監査報告
 5-1 (1) 令和7年度 事業報告、(2) 令和7年度 収支決算 を参照
- 5-2 (2) 令和8年度事業計画・収支予算（案）
 5-1 (6) 令和8年度 事業計画、(7) 令和8年度 収支予算 を参照
- 5-2 (3) 南町自主防災会役員（案）

令和8年度 南町自主防災会役員（案）		
自主防災会役職	氏名	町内会での役職
会長	相馬克正	町内会長
副会長	蔵増 豊	自主防災部長・副会長1
会計	平田 力	会計部長・副会長2B
監査	鈴木 将司	監査
総務広報部長	秋場 康彦	自主防災部副部長・副会長2A
副部長	鈴木 雅之	副会長4B
副部長	青木 和彦	広報部長
避難誘導部長	大河内 勇	自主防災部副部長・生活安全対策部長
副部長	大竹 康平	副会長3A・社会教育部長
〃	海谷 照男	環境保健衛生部長
〃	太田 健次	副会長3B
〃	吉泉 善廣	集会所管理部長・副会長4A
避難所運営部長	原田 陽子	自主防災部副部長
副部長	丸山 智之	公園管理部長
〃	鈴木 のぶ子	福祉厚生部長

- 5-2 (4) 南町自主防災会規約の改定（案）
 別表に民生児童委員を追加 資料5の別表 参照
- 5-2 (5) 南町自主防災会防災計画の改定（案）
 編成及び任務分担、地区避難場所の変更 資料6 参照

資料 5

南町自主防災会規約

(目的)

第1条 この組織は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震、風水害及び土砂災害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(名称)

第2条 この組織は、南町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会に事務所を置く。

2 事務所の位置は、南町町内会会長宅とする。

(構成)

第4条 本会は、南町町内会（以下「町内会」という）の会員世帯（以下「会員」という）で構成する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、「南町自主防災会基本防災計画」に基づき、次の事業を行う。

- (1) 災害時における被害状況の把握、避難誘導及び避難所運営
- (2) 防災に関する各種訓練や知識の普及、啓発
- (3) その他地域住民の安全を確保するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 専門部長
- (6) 専門部副部長

2 役員には、町内会会員を充て、(別表)の通りとする。

3 役員の任期は、町内会役員の在任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を代表し、会の事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 監事は、会の経理を監査する

5 専門部長は、専門部を総括する。

6 専門副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を行う。

(専門部の設置)

第8条 5条の事業を遂行するため専門部をおく。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、会議の議長は総会で選出された議長があたり、役員会は会長があたる。

(総 会)

第10条 総会は、町内会総会規約の構成及び成立要件に従う。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、特に必要と認める事項。

4 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) その他必要な事項

(経 費)

第12条 本会の運営に要する経費は、町内会の予算をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、町内会監査で一括して行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

附則 1 この規約は、平成31年5月19日から施行する。

2 南町防災会会則（平成20年11月15日制定）は廃止する

別表

南町自主防災会役員の充て職

自主防災会 役職	↓町内での役職 名	自主防災会役職	↓町内での役職名
会 長	町内会会長	<u>避難誘導部</u>	自主防災部副部長
副会長	<u>自主防災部長</u>	〃 副部長	生活安全対策部長
会 計	会計	〃 副部長	社会教育部長
監 事	監査	〃 副部長	環境保健衛生部長
総務広報 部長	<u>自主防災部副部 長</u>	〃 副部長	集会所管理部長
〃 副 部長	広報部長	〃 副部長	民生・児童委員
〃 副 部長	総務部副部長	<u>避難所運営部長</u>	自主防災部副部長
		〃 副部長	公園管理部長
		〃 副部長	福祉厚生部長

資料 6

南町自主防災会基本防災計画

1 目的

この計画は、南町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関すること。
- (3) 避難場所及び避難所、共助備蓄物資に関すること。

3 編成及び任務分担

編成	任 務 の 分 担		構成する町内会の専門部等の充て職
	災害時の活動	平常時の活動	
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 ・ 活動拠点の設置 ・ 市避難所運営委員会への人員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 	○町内会長
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の任務の補佐 ・ 各専門部活動の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 ・ 防災訓練の企画実施 ・ 共助備蓄物資の整備、管理 ・ 防災関係機関との窓口業務 	○自主防災部長
総務 広報 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 情報の収集、伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 	○自主防災部副部長 広報部、総務部
避難 誘導 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認 ・ 避難誘導 ・ 自宅避難者への支援 ・ 災害時要避難支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の把握 ・ 避難経路の確認 ・ 災害時要援護者の把握 	○自主防災部副部長 町内会副会長、民生・児童委員、福祉協力員、生活安全対策部、社会教育部、環境保健衛生部、集会所管理部、隣組長
避難 所 運営 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営 ・ 災害対策本部設置時の運営 ・ 要避難支援者の把握・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助備蓄物資の点検、管理 ・ 想定避難所の管理点検 	○自主防災部副部長、公園管理部、福祉厚生部、民生・児童委員、福祉協力員、隣組長

4 災害時の活動

(1) 活動拠点の設置

1) 防災活動の拠点（本部等）を役員と協議のうえ立ちあげる。

(2) 市避難所運営委員会への人員派遣

1) 山形市の避難所が開設され、市避難所運営委員会が設置され、人員派遣の要請があったとき

は、会員を派遣する。

(3) 被害状況の把握、情報の収集伝達

1) 住民の安否や地区内の被害状況を把握し、会長、副会長、各専門部での情報共有及び活動の調整を図る。

2) 市防災支部や市避難所、消防機関、警察などの防災関係機関へ必要な情伝達する。

3) 地区住民へ必要な情報を伝達する。

(4) 安否確認、避難所誘導等

1) 住民の安否を確認し、会長に報告する。

2) 災害により地区住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、安全な避難経路を確保し、速やかに住民を避難場所又は地区（市）避難所へ誘導する。避難場所及び地区（市）避難所は次のとおり。

災害の種類	避難場所 (屋外)	地区避難所 (屋内)	市避難所 (屋内)
地震	山形市みなみ公園	南町集会所	山形県立西高等学校
風水害	(屋外は指定しない)	なし	犬川の北側 ：山形県立西高等学校 犬川の南側 ：南小学校

(避難場所及び避難所)

3) 隣組長は、積極的に隣組員を避難誘導するものとする。

4) 自宅避難生活を送る住民に対して必要な支援を行う。

(5) 災害時要援護者の避難支援

1) 避難支援者と地域住民が協力し、災害要援護者の避難行動を支援する。

(6) 避難所の運営

1) 地区避難所を開設した場合は、地区住民及び避難者と協力して自主的に地区避難所を運営する。

2) 市避難所へ避難した場合は、市避難所運営委員会や自主防災組織、地域団体等と連絡し、市避難所の運営に協力する。

5 平常時の活動

(1) 防災知識の普及・啓発

町内の広報紙、防災講座、防災訓練等により、次の事項について普及・啓発を行う。

1) 防災会規約及び防災計画に関すること。

2) 避難経路、避難場所等に関すること。

3) 家庭における自助備蓄に関すること。

4) 防災会活動への参加に関すること。

5) その他防災に関すること

(2) 防災訓練

情報の収集伝達、避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

(3) 危険箇所の把握・避難経路の確認

- 1) 災害時における地域内の危険箇所を把握する。
- 2) 災害時の避難誘導に備え、災害の種類に応じた避難経路を確認する。

(4) 災害時要援護者の把握

個人情報の保護を順守しながら避難支援者と協力し、災害時要援護者の状況を把握する。

(5) 共助備蓄物資の整備、点検、管理

- 1) 防災活動に必要となる防災資器材を共助備蓄物資として整備する。
- 2) 整備した共助備蓄物資を定期的に点検管理する。